

第3号様式の2(2) (第6条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務	年 月 日 起案
						年 月 日 決裁
						年 月 日 施行

所在地
法人名
代表者氏名

管理番号	申告区分	申告等年月日

前資本金等 未現在の金額	資本金の額又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
	資本金の額及び資本準備金の額の合算額					
	期末資本金等の額					

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間みなし決定決議書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する中間みなし税額を決定し、上記へ通知してよいか伺います。

このみなし決定により徴収する税額	法人事業税額	円	申告書提出期限	年 月 日
	特別法人事業税額	円	申告延期承認年月日	年 月 日
	法人県民税額	円		

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税		法 人 県 民 税		
前事業年度の税額 (48の金額) ⑥	兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (27の金額) ①	兆 十億 百万 千 円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		みなし申告法人税割額		
所得割額 (49×6/前事業年度の月数) ⑦	兆 十億 百万 千 円	(1 × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$) ②		
付加価値割額 (50×6/前事業年度の月数) ⑧		算定期間中において事務所等を有していた月数 ③	月	
資本割額 (51×6/前事業年度の月数) ⑨			均等割額	円 × $\frac{③}{12}$ ④
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		この申告により納付すべき県民税額 ⑤	この申告の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
収入割額 (52×6/前事業年度の月数) ⑩	兆 十億 百万 千 円			前事業年度又は前連結事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得割額 (53×6/前事業年度の月数) ⑪	兆 十億 百万 千 円			
付加価値割額 (54×6/前事業年度の月数) ⑫				
資本割額 (55×6/前事業年度の月数) ⑬				
収入割額 (56×6/前事業年度の月数) ⑭				
特別法人事業税	前事業年度の特別法人事業税額 ⑮			
	特別法人事業税額 (48×6/前事業年度の月数) ⑯			
みなし申告税額 ⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑯	⑰			

前事業年度の法人事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細											
摘要	課税標準	税率	税額		兆	十億	百万	千	円						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				(リース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等) 法人税法の規定により計算した法人税額又は法人税法の規定により計算した連結法人税額に係る個別帰属額 ⑮											
所得割	所得金額総額 ㉘	兆 十億 百万 千 円													
	所得金額 ㉙			兆 十億 百万 千 円											
付加価値割	付加価値額総額 ㉚														
	付加価値額 ㉛			兆 十億 百万 千 円											
資本割	資本金等の額総額 ㉜														
	資本金等の額 ㉝			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				法人税割額 ⑰											
収入割	収入金額総額 ㉞	兆 十億 百万 千 円													
	収入金額 ㉟			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑳											
所得割	所得金額総額 ㉠	兆 十億 百万 千 円													
	所得金額 ㉡			兆 十億 百万 千 円											
付加価値割	付加価値額総額 ㉢														
	付加価値額 ㉣			兆 十億 百万 千 円											
資本割	資本金等の額総額 ㉤														
	資本金等の額 ㉥			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				外国関係会社等に係る控除又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ㉑											
収入割	収入金額総額 ㉦	兆 十億 百万 千 円													
	収入金額 ㉧			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				外国の法人税等の額の控除額 ㉒											
所得割	所得金額総額 ㉨	兆 十億 百万 千 円													
	所得金額 ㉩			兆 十億 百万 千 円											
付加価値割	付加価値額総額 ㉪														
	付加価値額 ㉫			兆 十億 百万 千 円											
資本割	資本金等の額総額 ㉬														
	資本金等の額 ㉭			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉓											
収入割	収入金額総額 ㉮	兆 十億 百万 千 円													
	収入金額 ㉯			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉔											
所得割	所得金額総額 ㉰	兆 十億 百万 千 円													
	所得金額 ㉱			兆 十億 百万 千 円											
付加価値割	付加価値額総額 ㉲														
	付加価値額 ㉳			兆 十億 百万 千 円											
資本割	資本金等の額総額 ㉴														
	資本金等の額 ㉵			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				納付すべき法人税割額 ㉕											
収入割	収入金額総額 ㉶	兆 十億 百万 千 円													
	収入金額 ㉷			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				⑮のうちリース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ㉖											
収入割	収入金額総額 ㉸	兆 十億 百万 千 円													
	収入金額 ㉹			兆 十億 百万 千 円											
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				差引法人税割額 ㉗											
収入割	収入金額総額 ㉺	兆 十億 百万 千 円													
	収入金額 ㉻			兆 十億 百万 千 円											
合計事業税額 ㉙+㉚+㉜+㉟+㉡+㉣+㉥+㉧+㉩ ㉼															
事業税の特定寄附金税額控除額 ㉽															
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉾															
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉿															
納付すべき事業税額 ㉼-㉽-㉾-㉿ ㊀															
⑮の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業														
	所得割 ㉿	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㊁	兆 十億 百万 千 円											
	資本割 ㊁		収入割 ㊂												
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
所得割 ㊂	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㊃	兆 十億 百万 千 円												
資本割 ㊃		収入割 ㊄													
摘要				課税標準				税率				税額			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㊅				兆 十億 百万 千 円								兆 十億 百万 千 円			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㊆															
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㊇															
合計特別法人事業税額 ㊅+㊆+㊇ ㊈															
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㊉															
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㊊															
納付すべき特別法人事業税額 ㊈-㊉-㊊ ㊋															

第3号様式の3中

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ⑳				事業等の特定寄附金控除額 ㉓			
仮装経理に基づく事業等割額の控除額 ㉔				既に納付の確定した当期分の事業等割額 ㉕			
租税条約の実施に係る事業等割額の控除額 ㉖							

を

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ㉓							
事業等の特定寄附金控除額 ㉔	兆	十億	百万	千	円	仮装経理に基づく事業等割額の控除額 ㉕	
既に納付の確定した当期分の事業等割額 ㉖						租税条約の実施に係る事業等割額の控除額 ㉗	

に、

道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㉘				外国関係会社等に係る控除額 ㉙			
外国の法人税等の額の控除額 ㉚				仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉛			
利子割額の控除額(控除した金額) ㉜							
差引法人税割額 ㉝							
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ㉞							
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉟							
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊱							
差引徴収法人税割額 ㊲							
算定期間中において事務所等を有していた月数 ㊳							月
均等割額 ㊴	円	×	/12	兆	十億	百万	千
既に納付の確定した当期分の均等割額 ㊵							
差引徴収均等割額 ㊶							
徴収県民税額 ㊷							
利子割額(控除されるべき額) ㊸							
控除した金額 ㊹							
控除することができなかった金額 ㊺							
既に還付を請求した利子割額 ㊻							
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊼							

を

道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㉘							
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象税額等相当額の控除額 ㉙							
外国の法人税等の額の控除額 ㉚							
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉛							
利子割額の控除額(控除した金額) ㉜							
差引法人税割額 ㉝							
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ㉞							
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉟							
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊱							
差引徴収法人税割額 ㊲							
算定期間中において事務所等を有していた月数 ㊳							月
均等割額 ㊴	円	×	/12	兆	十億	百万	千
既に納付の確定した当期分の均等割額 ㊵							
差引徴収均等割額 ㊶							
徴収県民税額 ㊷							
利子割額(控除されるべき額) ㊸							
控除した金額 ㊹							
控除することができなかった金額 ㊺							
既に還付を請求した利子割額 ㊻							
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊼							

に、

十億	百万	千	円	法人事業税 ㉞	十億	百万	千	円
				法人県民税 ㉟				
				特別法人事業税又は世法人県民税 ㊱				

を

兆	十億	百万	千	円	法人事業税 ㉞	兆	十億	百万	千	円
					法人県民税 ㉟					
					特別法人事業税又は世法人県民税 ㊱					

に改め、同

様式を第3号様式の3(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の3(2) (第6条関係)

所在地
法人名
代表者氏名

Table with columns: 所長, 次長, 課長, 班長, 合議, 主務. Includes fields for 起案日, 決裁日, 施行日 with year, month, and day.

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定決議書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する課税標準及び税額
年 月 日まで 加算金額

更正し、上記へ通知してよいか伺います。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、年 月 日として
よいか併せて伺います。

Summary table with columns: 法人事業税額, 特別法人事業税額, 申告書提出期限, 年 月 日, 資本金の額又は出資金の額, 千円. Includes rows for 加算金額, 法人県民税額, and 期末資本金等の額.

徴収金額の内訳

Main table for tax breakdown. Columns include 法人事業税 (課税標準, 税率, 税額) and 法人県民税 (課税標準, 税率, 税額). Rows are categorized by 業種 (1, 2, 3) and 業割 (1, 2, 3). Includes detailed calculations for 所得金額, 課税標準, and 税額.

合計事業税額 (22又は23) + 25 + 27 + 29 + 31 + 33 + 35 + 37 ③⑧		既に納付の 確定した当 期分の特別 法人事業税 額 ④⑨	租税条約の実 施に係る特別 法人事業税額 の控除額 ⑤⑩				
事業税の特定寄附金税額控除額 ③⑨		差引徴収特別法人事業税額 ⑤⑪ ④⑦ - ④⑧ - ④⑨ - ⑤⑩					
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④⑩		歳出還付税額 仮装経理に基づく過大申告の更正及び租税条 約の実施に係る更正に伴う繰越控除					
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④⑪		法人事業税 ⑤⑥	法人事 業税 ⑤⑧ 兆 十億 百万 千 円				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④⑫		法人県民税 ⑤⑦	法人県 民税 ⑤⑨ 兆 十億 百万 千 円				
差引徴収事業税額 ③⑧ - ③⑨ - ④⑩ - ④⑪ - ④⑫ ④⑬			特別法人事 業税 ⑥⑩				
法人事業税・特別法人事業税に対する加算金額							
摘要		基礎とする事業税額 ア	基礎とする特別法 人事業税額 イ	基礎とする税額合計 ア+イ=ウ (端数計算)	率	加算金額 エ	うち事業税を基礎とする 加算金額 エ- (エ×イ/ウ) (端数計算)
過少申告 加算金	不足税額 分	/	/	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円	/
	超える額 分	/	/				/
	小計	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円		⑤②		兆 十億 百万 千 円
不申 告加 算金	不足税額 分	/	/				/
	超える額 分	/	/				/
	小計	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円		⑤③		兆 十億 百万 千 円
重加算金					⑤④		
				徴収加算金合計 ⑤②+⑤③+⑤④	⑤⑤		
更正又は決定の理由							

第3号様式の3の2及び第3号様式の3の3を次のように改める。

第3号様式の3の2 (第6条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務
起案日			年	月	日
決裁日			年	月	日
施行日			年	月	日

法人事業税課税免除決議書

所在地
法人名
代表者氏名

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり過疎地域内における課税免除を行つてよいか伺います。

事業年度					申告 区分
区 分	課税標準 (円)	設備に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税額 (円)	
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得金額	年 400万円以下の金額 ①				課税免除税額
	年 400万円超 年 800万円以下の金額 ②				課税免除税額
	年 800万円超 の金額 ③				課税免除税額
	計 ①+②+③ ④				課税免除税額
	軽減税率不適用 法人の金額 ⑤				課税免除税額
地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入金額 ⑥					課税免除税額
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額 ⑦					課税免除税額
収入金額 ⑧					課税免除税額
既に課税免除の確定した当期分の税額⑨					
この通知により課税免除する税額					

第3号様式の3の3 (第6条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務
起案日			年	月	日
決裁日			年	月	日
施行日			年	月	日

法人事業税不均一課税決議書

所在地
法人名
代表者氏名

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり認定産業振興促進計画に記載された計画区域内における不均一課税を行つてよいか伺います。

事業年度					申告 区分
区 分	課税標準 (円)	施設又は設備に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税額 (円)	
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得 金 額	年 400万円以下 の金額 ①			減額税額	
	年 400万円超 年 800万円以 下の金額 ②			減額税額	
	年 800万円超 の金額 ③			減額税額	
	計 ①+②+③ ④			減額税額	
	軽減税率不適用 法人の金額 ⑤			減額税額	
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 ⑥			減額税額		
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額 ⑦			減額税額		
収入金額 ⑧			減額税額		
既に減額の確定した当期分の税額 ⑨					
この通知により減額する税額					

第3号様式の3の3の次に次の2様式を加える。

第3号様式の3の4（第6条関係）

所長	次長	課長	班長	合議	主務
		起案日	年	月	日
		決裁日	年	月	日
		施行日	年	月	日

法人事業税課税免除決議書

所在地
法人名
代表者氏名

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における課税免除を行つてよいか伺います。

事業年度				申告 区分
区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税額 (円)
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得金額	年 400万円以下の金額 ①			課税免除額
	年 400万円超 年 800万円以下の金額 ②			課税免除額
	年 800万円超の金額 ③			課税免除額
	計 ①+②+③ ④			課税免除額
	軽減税率不適用法人の金額 ⑤			課税免除額
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入金額 ⑥				課税免除額
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額 ⑦				課税免除額
収入金額 ⑧				課税免除額
既に課税免除の確定した当期分の税額				⑨
この通知により課税免除する税額				

第3号様式の3の5 (第6条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務

法人事業税不均一課税決議書

起案日	年	月	日
決裁日	年	月	日
施行日	年	月	日

所在地
法人名
代表者氏名

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における不均一課税を行つてよいか伺います。

事業年度					申告 区分
区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税額 (円)	
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得金額	年 400万円以下の金額 ①			減額税額	
	年 400万円超 年 800万円以下の金額 ②			減額税額	
	年 800万円超 の金額 ③			減額税額	
	計 ①+②+③ ④			減額税額	
	軽減税率不適用 法人の金額 ⑤			減額税額	
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 ⑥				減額税額	
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額 ⑦				減額税額	
収入金額 ⑧				減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額					⑨
この通知により減額する税額					

第7号様式の15を次のように改める。

第7号様式の15 (第7条の3、第9条の2関係)

第 年 月 日

都道府県知事 殿

富山県総合県税事務所長 [印]

法人の県民税・事業税に係る課税標準額等の照会書
次の法人に係る県民税・事業税の課税標準額等について、事務の処理上その処理状況を承知したいので回答してください。

Table with 4 columns: 法人番号, 法人名, 主たる事務所等の所在地, 本県内の事務所等の所在地. Includes fields for 法人の区分, 法第72条の適用法人, 資本金の額又は出資金の額, 資本金等の額又は連結個別資本金等の額, 申告期限延長月数, 事業税 箇月, 県民税 箇月.

Main comparison table with columns: 富山県に申告された内容, 貴都道府県における処理状況. Rows include 法人県民税, 法人事業税, and 分割基準. Sub-rows list 課税標準となる額, 所得金額, 付加価値額, 資本金等の額, 収入金額, and 従業員数・総固定資産価額.

		富山県分				富山県分					
		売上総数		円		売上総数		円			
		うち鉄道事業分		円		うち鉄道事業分		円			
		軽減税率適用		有・無		軽減税率適用		有・無			
申告年月日		確定	年 月 日		申告年月日		確定	年 月 日			
		修正	年 月 日				修正	年 月 日			
仮 装 税 額 控 除 外	仮装経理に基づく 所得金額		円		仮装経理に基づく 所得金額		円				
	仮装経理に基づく 法人税額		円		仮装経理に基づく 法人税額		円				
	都道府県 民税分	それぞれ補 正後の従業 者の総数	円	人	都道府県 民税分	それぞれ補 正後の従業 者の総数	円	人			
	市町村 民税分		円	人	市町村 民税分		円	人			
こ の 修 正 申 告 の 基 礎		1 自主的修正申告		本県処理年月日及び 処理状況		年 月 日 処理					
		2 年 月 日 法人税の修正申告書提出		税務署処理年月日及び 処理状況		年 月 日 処理					
		3 年 月 日 法人税の更正、決定、 再更正		加算金		過少申告加算金		徴収・不徴収			
				重加算金		不申告加算金		徴収・不徴収			
現 状 及 び 処 理 状 況		1 当該法人は、所在しない。									
		2 富山県には、寮のみ存在									
		3 富山県の事務所は、 年 月 日設置又は廃止された。									
		4 他都道府県へ本店移転 [転出先所在地] _____									
		5 当該法人は、 年 月 日 解散・除却									
		6 法人税未処理・本県近日処理予定									
		7 その他				参考事項 _____					

備考 該当する事項を○で囲みます。県民税と事業税の分割基準が異なる場合は、()内に事業税の基準を記入してください。

住所（所在地）

に改める。

住所（所在地）	受領印

第15号様式の9中

を

住所（所在地）

に改める。

住所（所在地）	受領印

第15号様式の10中

を

住 所 (所 在 地)

に改める。

受 領 者		印
住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	

第29号様式中

を

受領者	
住所 (所在地)	氏名 (名称)

に改める。

交付を受けた者		受領者印
住所(所在地)	氏名(名称)	

第34号様式の2中

を

交付を受けた者	
住所 (所在地)	氏名 (名称)

に改める。

第34号様式の3中「()」を「()」に改める。印)

を「()」に改める。

第34号様式の4、第34号様式の7及び第34号様式の9中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11号様式、第15号様式の2(3)、第15号様式の3(2)、第15号様式の8から第15号様式の10まで、第29号様式、第34号様式の2から第34号様式の4まで、第34号様式の7及び第34号様式の9の改正規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)